

令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金実施要領

第1 目的

東京港では、モーダルシフトによる物流機能の強化を推進しており、その選択肢の一つとして、鉄道の利用促進に取り組んでいるところです。

一方で、国際海上コンテナ（ISO規格）（以下「海上コンテナ」という。）における国内鉄道輸送については、路線構造の制約等により、輸送区間が一部に限定されております。多方面の国内各路線・駅との鉄道輸送を可能とし、モーダルシフトによる物流機能を更に強化していくためには、国内鉄道用コンテナを活用することが有用であると考えられます。

本補助事業は、海上コンテナから国内鉄道用コンテナへ（又は国内鉄道用コンテナから海上コンテナへ）の詰め替えを行い輸送する鉄道輸送に対し、東京都（以下「都」という。）が補助金を交付することにより、鉄道輸送の活性化による東京港の物流機能強化を推進することを目的として実施します。

第2 補助対象事業

補助対象事業は、次のとおりとします。

- (1) 東京港で輸入される海上コンテナ貨物を、東京港のコンテナフレートステーション（Container Freight Station）（以下「CFS」という。）等において国内鉄道用コンテナへと詰め替えを行い、東京貨物ターミナル駅からの鉄道輸送を経て、最終目的地へ輸送する事業
- (2) 国内鉄道用コンテナ貨物を出発地から最寄駅へ輸送後、東京貨物ターミナル駅へ鉄道輸送し、東京港のCFS等において海上コンテナへと詰め替えを行い、東京港から輸出する事業

都は、補助事業者から報告を受けるとともに、「第5 補助金の額」に基づき、費用を補助するものとします。

第3 補助対象コンテナ

- 1 補助事業の対象となる貨物は、次のいずれかの貨物とします。
 - (1) 東京港で輸入される海上コンテナ貨物であって、東京港のCFS等において、海上コンテナから国内鉄道用コンテナへと詰め替えを行い、鉄道で輸送する貨物
 - (2) 国内鉄道用コンテナ貨物であって、東京港のCFS等において、国内鉄道用コンテナから海上コンテナへと詰め替えを行い、東京港から輸出される貨物
- 2 前項に掲げる貨物は、以下の要件を全て満たすものとします。
 - (1) 東京貨物ターミナル駅を鉄道輸送の発着駅として利用すること。

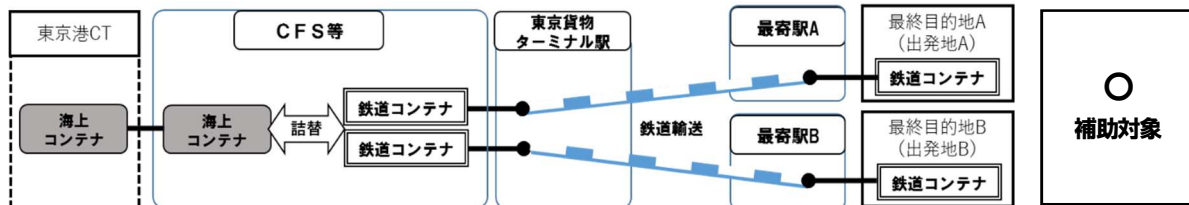
- (2) 1本の海上コンテナ貨物を全て国内鉄道用コンテナに詰め替えること、又は、複数の国内鉄道用コンテナ貨物を全て1本の海上コンテナに詰め替えること。
一部の貨物について、詰め替えをせずトラック輸送をする場合は対象とはなりません。

【凡例】トラック輸送：——、鉄道輸送：——

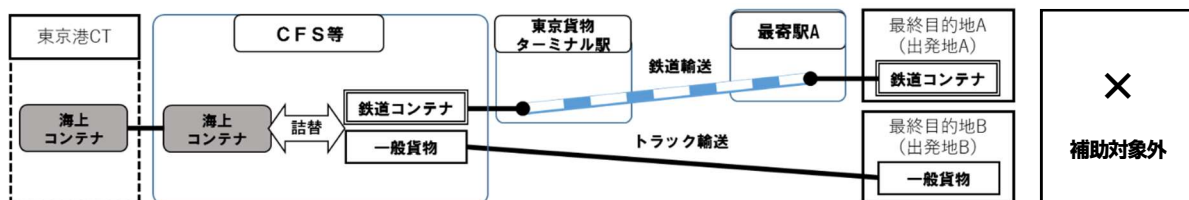
Case1：国内鉄道用コンテナの最終目的地（輸出の場合は、出発地）が同一



Case2：国内鉄道用コンテナの最終目的地（輸出の場合は、出発地）が異なる



Case3：国内鉄道用コンテナの最終目的地（輸出の場合は、出発地）が異なる
（一部貨物をトラック輸送）



第4 補助対象期間

令和5年 4月1日から令和6年3月31日まで

第5 補助金の額

本補助金は、都の予算の範囲内で交付するものとし、補助金の額は、次のとおりとします。

- (1) 補助金の額
海上コンテナ：1FEU当たり20,000円（1TEU当たり10,000円）
輸送合計本数をFEU換算し、1FEUに満たない端数については、1TEUとして計算します。
- (2) 申請上限額
1者当たりの申請上限額は2,000千円（100FEU）とします。

なお、都の予算の範囲内において、交付決定後の事業実施状況に応じて、東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条で定める令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）を提出し、承認された場合は、申請上限額を超えることが可能です。

第6 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の条件を満たすものとします。

- (1) 十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者で補助対象の貨物輸送を依頼する者又は営む者であること。
- (2) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。法人の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員に、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当するものがないこと。

第7 申請方法

補助の申請に当たっては、下記窓口に事前連絡の上、申請書類一式を提出してください。

(1) 申込書類

- ア 東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- イ 誓約書（別記第2号様式）
- ウ 登記事項証明書（個人事業者の場合は、現に活動を行っていることを証明できる書類）
- エ 事業報告及び計算書類（直近のもの・データ提出可）
- オ 会社概要（パンフレット等・データ提出可）
※ 東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金（令和4年度分）の申請において提出し、その後内容に変更がない場合には再提出は不要ですが、その旨お知らせください。
- カ 印鑑証明書
- キ 支払金口座情報登録依頼書（都へ未登録の場合）
※ 補助金は、「口座情報払」という方法を利用して、口座振替にて支払を行います。「口座情報払」では、あらかじめ債権者様から都へ支払金口座情報登録依頼書の提出が必要となります。支払金を御請求の際は、口座情報登録後に交付する「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」の写しを取り、必要事項を御記入の上、都へ提出してください。支払金口座情報登録依頼書は以下のHPから取得できます。
【会計管理局HP】<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>
- ク 委任状（委任する場合）
- ケ その他必要となる書類

(2) 申込受付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年5月31日（水）まで

※ 期限までに申請書類が整わないなど、やむを得ず提出が遅れる場合は別途御相談ください。

※ 本補助事業の都の予算に残額がある場合は、その範囲内で申請期間終了後も随時申請を受け付ける場合がありますので、下記窓口にお問い合わせください。

(3) 申請書類の提出等

申請書類の提出先及び本補助事業についてのお問い合わせ先は、以下のとおりです。

<窓口>

東京都港湾局港湾経営部振興課（物流企画担当）

所在地 〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎8階南側

E-mail S0000517@section.metro.tokyo.jp

TEL 03-5320-5549（直通）

第8 対象事業の決定

(1) 事業計画の審査

申請された事業は、都が審査を行い、補助金交付対象事業として決定します。

(2) 交付決定の通知

補助金交付対象事業を決定した場合は、申請者宛てに書面にて通知します。

(3) 交付決定の取り消し

交付決定後に、虚偽の申請や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、交付決定を取り消します。

(4) 事業の変更・中止

交付決定後に補助対象事業を変更・中止する場合は、要綱第9条で定める令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）を速やかに提出してください。

第9 輸送実績の報告

補助金交付決定を受け、補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象コンテナの輸送実績を以下のとおり提出する必要があります。

(1) 輸送実績報告書（別記第6号様式）

補助事業者は、3か月ごとにデータで輸送実績報告書を提出してください。

報告書提出のタイミング以外でも、適宜、輸送状況等を確認する場合があります。

報告対象期間	提出期限
令和5年 4月～令和5年 6月	令和5年 7月14日（金曜日）
令和5年 7月～令和5年 9月	令和5年10月13日（金曜日）
令和5年10月～令和5年12月	令和6年 1月12日（金曜日）
令和6年 1月～令和6年 3月	令和6年 4月 8日（月曜日）

(2) 最終輸送実績報告書（別記第7号様式）

当補助金の最終輸送実績については、令和6年4月15日（月）までに提出してください。

(3) 輸送内容を確認できる書類

輸送内容を確認できる書類を令和6年4月15日（月）までに提出してください。ただし、分量が多く、全ての輸送に対して証明書類を提出することが困難と都が認めた場合は、報告された輸送実績報告書（別記第6号様式）の中から、都が別途指定する複数の輸送に対する証明書類を提出してください。

※ 確認書類・証明書類の添付が無い場合、補助金の交付は出来かねますので御留意ください。

輸送内容を確認できる書類	例
海上コンテナと鉄道コンテナの詰め替え行ったことが確認できる書類	請求書、自社作業の場合はコンテナ番号の対照表などの作成書類
鉄道により輸送されたこと及び東京貨物ターミナル駅を利用し輸送されたことが確認できる書類の写し	運送状、機器受け渡し証（EIR）等
東京港において直接輸出入されたことが確認できる書類の写し	B/L (Bill of Lading)、A/N(Arrival Notice)、機器受け渡し証（EIR）等

第10 補助金の交付

(1) 補助金の額の確定

最終輸送実績報告書等に基づき、審査を経て、補助金の額を確定し、補助事業者宛てに書面で通知します。

(2) 補助金の請求

確定通知を受けた補助事業者は、次の書類を提出してください。

ア 請求書（別記第9号様式）

イ 支払金口座振替依頼書（未登録の場合は、支払金口座登録後お渡しします。）

(3) 補助金の交付

補助金は、補助事業者の指定する宛先に対し、請求書受理後、概ね1か月以内に交付します。

(4) 補助金の返還

補助金の交付後に、本申込内容において虚偽の申込や不正行為、本事業の目的に反する行為等が明らかになった場合には、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

第11 その他

- (1) 輸送内容の確認のため、補助事業の業務フローや輸送実績報告書の内容、輸送の状況等に関し、ヒアリング等を行う場合があります。なお、コンテナの輸送を実際に確認するため、実地検査を行う場合があります。
- (2) 都に提出した書類及び輸送実績の検査等にかかる書類、帳簿等は、補助対象事業の完了した日の属する都の会計年度終了後、5年間保管してください。
- (3) 本補助事業については、原則として、補助事業全体の件数や金額について公表を行います。